

フランチャイズと独占禁止法に関する概説

1 独占禁止法は、昨今、どんどん厳しさを増しており、従前は規定がなかった「優越的地位の濫用」に対する課徴金が現在も国会で審議されているなどしている（なお、景品表示法違反への課徴金も同時に検討されている。）。独禁法違反事例については、違反者と行政（公取委）との関係においては排除命令や課徴金という行政刑罰が規定されており、違反者とその取引先との関係においては差止請求（独禁法24条）、損害賠償（同法25条；なお無過失責任規定である）などが規定されている。

独禁法という法律は、行為規制法であり、契約書に独禁法違反規定を盛り込んだからと言って直ちに違法になるものではなく、また無効になるものでもない。ただし、契約書は行為規範でもあるので、契約書に基づいて行動をすると、その行動が規制の対象となる。

2 フランチャイズと独占禁止法との関係について言えば、フランチャイザーの行為などが「不公正な取引方法」（独禁法2条9項、一般指定）に該当する場合に問題となる。そもそも、フランチャイズのシステムは、この「不公正な取引方法」によって成り立っているシステムといっても過言ではないくらい、独禁法に抵触する虞がある事項が多分に含まれているシステムである。

フランチャイズの一般的な契約条項から一例を挙げると以下の通りとなる。

- (1) 販売方法を限定、店舗内装を指定、テリトリー制、仕入先の限定、販売する商品の限定、宣伝広告の限定、保険会社指定などは、「拘束条件付取引」に類型される。
- (2) 競業避止義務は、「優越的地位の濫用」との関係で問題となりやすい。
- (3) 販売価格指定は、「再販売価格維持行為」となる可能性がある。

このように、フランチャイズの主要な要素は、独禁法が禁止する「不公正な取引方法」に該当するもので構成されているという言い方も可能ではないかと思われる。

3 これらのうち、原則違法類型に分類される「再販売価格維持行為」については、公取委の解釈では、「FCシステムは再販売価格を拘束していない」と建前上考えており、あくまで「推奨」ととどまっているという解釈をしている。ただし、これが商品供給停止などのような現実的な実力行使とセットとなって、实际的に強制している場合、場合によっては再販売価格維持行為と認定されてしまう可能性がある。

これに対する対策の一つとして、契約書には販売価格の拘束はうたわないうで、マニュアルに記載するという方法が考えられる。独禁法違反事例の場合、公取委は立入調査等で調査をされる際に、行動を裏付ける資料として契約書を見られる可能性は非常に高いと考えられる。これに対する対策という趣旨である。

4 原則適法類型に分類される「拘束条件付取引」は目的の合理性と手段の相当性という二重の基準が求められていると考えるべきである。一般にチェーンイメージ統一という目的は合理的とはされているが、拘束の程度が目的を達するために相当の範囲である必要があるため、これを超えた拘束については、違法とされる可能性がある。具体的には、例えば「チェーンイメージの統一のために食材・資材を本部または指定する業者から仕入れる」旨の規制は、食材・資材のすべてを指定業者から仕入れる仕組みは、相当程度を超えると考えられる虞もあり、注意が必要であろう。従って、本部側としては、何がチェーンの統一に必要なのかということを個別具体的に考えていかなければならない。

5 規範的類型に分類される「優越的地位の濫用」については、競争避止との関係で問題になる虞があるが、公取委の考え方としては「FC本部が優越的地位に立つということを否定すべき根拠はない」という立場であり、状況に応じては、FC本部が優越的地位に立っていると判断された上で、過度の加盟店に対する規制は権利濫用であるとされる可能性がある。具体的には、競争避止では、目的の合理性と手段の相当性の基準から考えると、営業秘密の流出を防ぐという目的は正当だとしても、地域・期間・業種を限定しない競争避止義務は、手段の相当性を欠くと判断される可能性が高い。その他、契約書の改訂にあたって、新契約を加盟店に押し付けることも優越的地位の濫用となりやすいので注意が必要である。

6 中小小売商業振興法による規制は、フランチャイズ業界では比較的有名であるが、その反面、独禁法の問題をおろそかにしやすい部分がある。一つには、独禁法という法律は経済法であり、しかもカルテルなどのような巨大企業の独禁法違反事例ばかりが表に出やすいため、ついつい「自分たちには関係ない」という意識が働きやすいという理由もある。

しかしながら、上記にみるように独禁法とフランチャイズは密接であり、しかも相当程度に留意をしなければ、違反事例に該当してしまう蓋然性が高いのも事実であり、フランチャイズの取り組みの上で、神経質になって困ることはないと考えられる。